

平成19年度から市・県民税が変わります

問い合わせ…市民税課市民税第一係・TEL内線2343

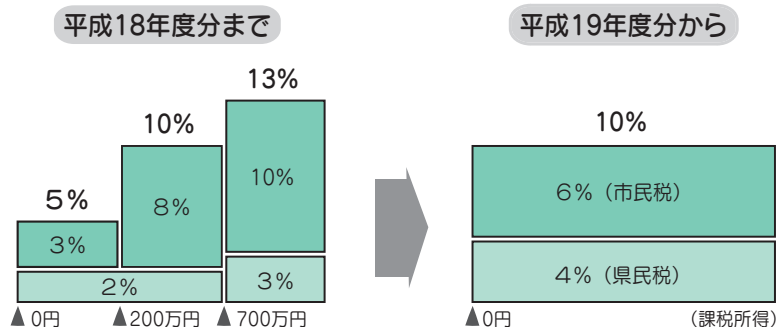
国の三位一体改革の一環として、所得税から地方の市・県民税へ3兆円の税源移譲が行われます。これにより、平成19年度から所得税と市・県民税の税率などが大きく変わることになります。詳しくはお尋ねください。

何が変わるの？

市・県民税所得割の税率が変わります。税源移譲前は課税所得金額に応じて5%、10%、13%であったものが、一律10%になります。

* 所得税の税率は、10%～37%であったものが5%～40%になります。

* 課税所得とは、収入から諸控除を差し引いた残りの金額のことです。



税負担はどう変わるの？

税源移譲によって市・県民税が増えても、所得税が減るため、「所得税+市・県民税」の税負担の総額は変わりません。

● 税源移譲のモデルケース 夫婦と子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前 (単位：円)			税源移譲後 (単位：円)			増減額 (単位：円)		
	所得税	市・県民税	合計	所得税	市・県民税	合計	所得税	市・県民税	合計
300万円	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0	0	0
500万円	119,000	76,000	195,000	59,500	135,500	195,000	△59,500	59,500	0
700万円	263,000	196,000	459,000	165,500	293,500	459,000	△97,500	97,500	0
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000	590,500	539,500	1,130,000	△97,500	97,500	0

上の表は、税源移譲による負担変動を示すものです。このほか、平成19年分所得税、平成19年度分市・県民税から定率減税が廃止されるなどの影響があることにご注意ください。

前提条件

* 子どものうち1人が特定扶養親族（16歳以上23歳未満）に該当するものとして、計算しています。

* 一定の社会保険料分が、所得から控除されるものとして計算しています。

いつから変わるの？

市・県民税…平成19年度分以後

所得税…平成19年分以降

* 給与所得者の場合、通常、来年1月から所得税が減少し、同年6月から市・県民税が増加します。

住宅ローン減税について

平成18年末までに入居する方で、平成19年以降の所得税における住宅ローン控除による減税額が減ってしまう場合は、市に申請することにより、その分が平成20年度以降の市・県民税で減税されます。

所得税と市・県民税を合わせ、今までどおりの住宅ローン減税を受けることができます。

定率減税の廃止について

景気対策のため平成11年度から導入された定率減税は、国の税制改正により、所得税は平成19年から、市・県民税は平成19年度から廃止されることになりました。定率減税廃止による負担増額は下表のとおりです。

税源移譲による税負担は変わりませんが、定率減税廃止により、税負担が増えます。

夫婦と子ども2人の場合の増加額

(単位：円)

給与収入	所得税	市・県民税	合計
300万円	0	700	700
500万円	11,900	5,700	17,600
700万円	26,300	14,700	41,000
1,000万円	68,800	20,000	88,800

* 前提条件は、税源移譲のモデルケースと同じです。

動物愛護週間とは

市民の皆さんは、動物愛護週間（9月20日(水)～26日(火)）をご存じですか。この週間は、「動物の愛護及び管理に関する法律」で、「動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため、動物愛護週間を設ける」と規定されています。

同週間を機会に、動物の愛護について考え、生命尊重・友愛など



の豊かな情操をはぐくみ、動物の適正な飼育に関心を持つようになることを期待したものです。

同週間を中心として、全国各地

でさまざまな行事が開催されます。川越市では、「小江戸動物ふれ愛まつ

り」を開催しています。

ことしも9月17日(日)に、保健所を会場に開催します。テレビでおなじみの千石正一さんによる講演会が行われます。また、会場では、犬のしつけ方教室・動物ふれあい広場・動物に関するクイズやゲーム・ペット相談・人形劇・紙芝居など、子どもから大人まで楽しめる催しがいっぱい。皆さんのご来場をお待ちしています。

もったいないから、ごみ減らし！

紙の分別とリサイクル



紙の大量消費は、資源としての森林を減らすことにつながります。紙ごみを処分する際は、リサイクルを心がけましょう。紙を1トン分リサイクルすると、高さ8mの木が、約20本分失われずに済みます。

紙のリサイクルの際は、次の事に注意してご協力ください。

①新聞・雑がみ・牛乳パック・段ボールは、種類別にリサイクルされ、生まれ変わる紙の質も違います。きちんと分別し、集団回収または資源ごみの日に出してください

②普通の紙のように見えてもリサイクルできない物があります。油紙・感熱紙・写真・カーボン紙・汚れた

紙などは、可燃ごみとして出してください

③せっかくリサイクルしても、使わないのでは意味がありません。できるだけ再生紙を利用しましょう

問い合わせ…環境業務課減量リサイクル推進係・TEL内線2636

Report

消費生活レポート

138

受け取らない!!
身に覚えのない代金引換郵便

事例

郵便局から、息子あてに代金引換郵便が届けられた。息子が外出中だったため、家族が代金を支払ひ品物を受け取った。その後、息子が帰宅したので確認したところ、心当たりがないと言う。変に思い、開封してみると、中にはチラシしか入っていなかった。

これは、代金引換郵便の仕組みを悪用した詐欺の手段です。注文してもいないのに勝手に価値のない物を送りつけ、代金を支払わせようとするものです。

消費者へのアドバイス

- ①必ず本人に、代金引換郵便を頼んだか確認しましょう。確認できないうちは支払いはず、郵便物も受け取らずに受領を保留しましょう
- ②もし身に覚えのない郵便物に対して、代金を支払ってしまつた場合は開封せず、すぐに郵便局に返金を依頼してみましょう。しかし、開封してしまつたり、時間がたつて郵便局で差出人への送金手続きが完了してしまつたりすると、返金されません。差出人に対する被害届けを、警察に出しましょう

消費生活相談

生活情報センター・市民相談室分室で行っています。詳しくは、毎月二十五日発行の広報川越・市民相談案内をご覧ください。

問い合わせ…生活情報センター（アトレ六階）
TEL226-7066